

第2節 自然環境の保全

本市は、自然環境に関して保護などの明確な権限を有していませんが、東部丘陵など都市近郊の希少な自然環境を保護するためには、独自の規制を導入するなど新たな仕組みが必要となります。

当面は、保護手法の調査・研究を基本とし、将来的には、希少な自然環境を保護する施策の確立と充実を目指して、次の取組みを進めます。

- 2 - 1 自然観察会など自然とふれあう機会の充実
- 2 - 2 自然保護活動を行う市民団体の連携とネットワークの形成
- 2 - 3 管理者、地権者、市民ボランティアの協力による保護区域の検討
- 2 - 4 市民ボランティアによる継続的な監視活動の促進
- 2 - 5 外来種対策の検討や指定希少野生動植物種の指定
- 2 - 6 自然環境保全地区や自然環境ふれあい地区の指定

2 - 1 自然観察会など自然とふれあう機会の充実

自然とふれあう機会を提供するとともに、自然環境の保全に対する理解と関心を深めるため、7月に「森へ行こう！川へ行こう！ガサガサ体験しよう！！」と題し、夏休み自然環境学習会を開催しました。また、渡り鳥や植物の観察を行い、自然を守ることの大切さ学ぶため「春の野鳥観察会」や冬鳥をはじめ、越冬する昆虫等の観察をする「潮見坂平和公園自然観察会」、環境保全や自然意識の高揚を目的とした「わくわく自然ランド」、五感を使って自然を感じる「里山学級」などを実施しました。



写真：自然環境学習会

2 - 2 自然保護活動を行う市民団体の連携とネットワークの形成

市は、自然環境の保全に関する情報の提供など必要な支援を行うとともに、自然環境の保全に関する施策について意見や提案等を求めるため、自然環境保全活動推進員と年4回連絡会議を実施しています。また、自然環境保全活動推進員の自然環境保全に関する知識と技能の向上を目的として「雑木林の学習会」や「昆虫の多様性と自然環境保全の関連性」をテーマにステップアップ講座を実施しました。

2 - 3 管理者、地権者、市民ボランティアの協力による保護区域の検討

春日井市自然環境の保全を推進する条例に基づく「自然環境保全地区や自然環境ふれあい地区」を指定するために、内々神社・潮見坂平和公園・隠山池の3地区において、生きものの生育・生息状況等の自然環境調査を行いました。

2 - 4 市民ボランティアによる継続的な監視活動の促進

本市では、自然環境の保全に関する知識の普及や保全活動の推進のため、自然環境保全活動推進員養成講座を修了した受講者31名を推進員に委嘱しています。推進員には、自然環境の保全を推進するリーダーとして、次の役割を担います。

自然環境の保全に関する普及活動の推進

自然環境の保全に必要な巡回活動

自然環境調査等への協力

2 - 5 外来種対策の検討や指定希少野生動植物種の指定

外来生物法について広くPRすることを目的に、市ホームページに概要を掲載しています。また、自然環境の保全を推進する条例に基づき、指定希少野生動植物の捕獲、採取、外来種の放逐等の禁止を検討します。

2 - 6 自然環境保全地区や自然環境ふれあい地区の指定

春日井市自然環境の保全を推進する条例に基づき、内々神社・潮見坂平和公園・隠山池の3地区において生きものの生育・生息状況や地質などの自然環境調査を行いました。この自然環境調査報告の概要版として、各候補地の特性を紹介し、自然環境保全に対する理解を深めていただくため、パンフレット「守りたい春日井の自然～平成18年

度自然環境保全地区等候補地に係る自然環境調査報告(概要版)～」を作成し、公共施設などで配付を行いました。